

報告第 1 2 号

専決処分の報告について

東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり
専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

（報告理由）

博物館法（昭和26年法律第285号）の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項の整理を行うため、東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

（根拠法令）

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

- （3）法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（当該規定の整理に合わせて行う字句の修正であって、当該規定の趣旨を変更しない範囲内においてするものを含む。）を行うため、条例を改正すること。

専 決 処 分 書

東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分をする。

令和５年１月１０日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成 31 年東広島市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中「第 20 条第 1 項」を「第 23 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。